臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案要綱

第一 検体検査の分野に関する改正

臨床検査技師が業として行う検体検査の分野について、現行法上「微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査」とされているものを「人体から排出され、 又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの」に改めること。

(臨床検査技師等に関する法律第二条関係)

第二 衛生検査所の登録に関する基準に係る改正

衛生検査所の登録に関する基準として、厚生労働省令で、検体検査の精度管理の方法に関する事項が定められるようにすること。 (臨床検査技師等に関する法律第二十条の三関係)

第三 検体検査の業務の受託者に関する基準に係る改正

病院等が検体検査の業務を委託する場合における受託者に関する基準として、厚生労働省令で、検体検査の精度管理の方法に関する事項が定められるようにすること。 (医療法第十五条の二関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する こと。 (附則関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。